

会 議 録

会 議 名	山陽小野田市環境審議会	
開 催 日 時	令和元年11月29日(金) 午後2時～午後3時6分	
開 催 場 所	山陽小野田市厚狭地区複合施設 2階 第1研修室	
出 席 者	中尾勝實会長、小柳敬夫副会長、竹永満委員、三上真人委員、今井剛委員、福江浩二委員、堀川順生委員、水津俊祐委員、山本シゲ子委員、古瀬裕介委員、松本直樹委員、中村誠一委員、兵働禎三委員、三澤英彰委員、山下孝雄委員、田辺譲治委員	
欠 席 者	西村公一副会長、芳原達也委員、大森弘文委員、岡本洋委員、若生光男委員、大田和義委員、沖本和美委員	委員数 23人 出席者数 16人 欠席者数 7人
事 務 局 等	市長 藤田剛二(途中退席)、市民部長 城戸信之、環境課長 木村清次郎、環境課主幹 湯浅隆、環境調査センター所長 大下賢二、環境課係長 縄田誠、環境課主任技師 平山智都	
会 議 次 第	1 辞令交付式 2 市長挨拶 3 会長及び副会長選出 4 会長及び副会長挨拶 5 議事 (1) 報告事項 ア 日本化薬株式会社厚狭工場における触媒工場増設に伴う環境保全対策について イ 西部石油株式会社山口製油所におけるガスタービン発電機の設置に伴う環境保全対策について (2) その他	
会 議 内 容	(1) 報告事項 ア 日本化薬株式会社厚狭工場における触媒工場増設に伴う環境保全対策について イ 西部石油株式会社山口製油所におけるガスタービン発電機の設置に伴う環境保全対策について 【西部石油株式会社山口製油所・日本化薬株式会社厚狭工場】 資料に基づき説明 ( 質疑については、以下のとおり ) ※ガスタービン発電機の設置に伴う環境保全対策について	

**【委員】**

資料 17 頁の表-11 で測定方法が自動測定となっているが、されているのか。また、測定間隔が1週間に2回と書いてあるが、どういう根拠があるのか。

**【西部石油株式会社山口製油所】**

自動測定については、プラントの中で24時間連続で測定する分析機器という形で、常に継続的に測定監視でき、監視室で見ることができます。測定間隔については法律に定められた測定ではなく、運転状況等を考慮して最適な周期を決め、今まで通り計画して分析していきたいと考えています。

**【委員】**

資料の記載はガスタービン発電機の稼働開始後なのか。また、プラント全体についてか。

**【西部石油株式会社山口製油所】**

稼働開始後で、プラント全ての監視です。

**【会長】**

資料 17 頁・5 頁について、ガスタービンによる窒素酸化物か、加熱炉によるものなのか。これは大気汚染防止法の規定があるのか。ガスタービン発電機の設備に伴うものなのか。

**【委員】**

加熱炉ということになると思います。ガスタービン自体がばい煙発生施設になっており、硫黄酸化物も窒素酸化物もばいじんも同様に測定します。燃焼器等の高圧の付帯設備、ボイラーを伴い、こちらの判断では加熱炉等に該当します。

**【会長】**

資料 5 頁の表-1 にある吸収冷凍機について、空気を冷凍する設備だと思うが説明してほしい。燃焼空気温度の調節なのか。

**【委員】**

燃焼させる空気の冷却用途になります。外気温が高くなると空気密度が下がって、圧縮機が吸い込むことができる空気の物質量が減ってしまい、燃焼器で燃焼させることのできる熱量が見かけ上、下がってしまいます。このため圧縮機が吸い込む空気を冷やして密度を上げることで燃焼する質量を確保する用途になります。

※触媒工場増設に伴う環境保全対策について

**【委員】**

資料 18 頁について、無機化学工業の工程排水は今回の増設計画で増えるのは分かるが、有機化学工業については無くなる計画になっており、どんな検討があったのか。

**【日本化薬株式会社厚狭工場】**

このタイミングで川西工場にある薬品製造工場を川東工場に移す形になります。

**【会長】**

廃止しているのか。

**【日本化薬株式会社厚狭工場】**

そうです。

**【委員】**

同じ表の総量規制に関して、河川への放流なのに COD だが、厚狭川が注ぐ瀬戸内海の総量規制ということでの表現なのか。

**【日本化薬株式会社厚狭工場】**

正面にある厚狭川への排水ということで水濁法の関係上、総量規制の COD で記載しております。

**【委員】**

資料 9 頁で 21 番の焼成炉は能力・規模が 50kg になっているが、どういう意味なのか。それから 14 頁の第Ⅲ-1-2 表が分かりにくいので、説明してほしい。また 18 頁で工程排水・生活排水は分かるが、研究排水というのはどういう言葉なのか。

**【日本化薬株式会社厚狭工場】**

焼成炉については 1 時間に 50kg の焼成を行えるということで「/hr」が抜けています。次は書き方の問題ですね。18 頁については明確に書き、研究設備から出て来る水も工程排水となります。

**【オブザーバー】**

資料 12 頁の取扱い物質の一覧で、硫酸水溶液が第 1 種化学物質となる。また 4 頁では PRTR 法の主旨が化学物質排出量の把握と管理の推進なので、幅広い意味で公害対策という観点で対応もできる。産業廃棄物対策では「各県知事の許可を受けた」と記載されているが、産廃の許認可は都道府県なので、正確には「都道府県知事及び政令市」となる。

(2) その他

**【事務局】**

前回の環境審議会で諮問事項として協議いただいた西沖の山発電所新設計画の変更について報告させていただきます。2019 年 4 月 24 日に山口宇部パワー株式会社から西沖の山発電所新設計画変更の検討及び環境影響評価手続の休止について報告を受けております。

( プレス発表内容を読み上げて報告 )

この計画をまた出す時には環境審議会に再度お諮りします、と聞いている旨報告させていただきます。

．．．． 午後 3 時 6 分 審議会終了 ．．．．